

[824]

なつて、一二・一％ということになるのでございませう。二％くらい違ひのうちにございませう。一人で課税した場合と全然別個に課税した場合と比べますと、非常に分割課税にした場合に近いものでありまして、この程度ならば一つ我慢して頂けるのではないかと、かように考えました次第であります。

○渡邊野郎君 さつきの問題の結論を得たいと思ひますが、農家の主食供出に対する報奨金並びに超過供出金などに対して、これを課税の対象外に置くということはいくら／＼な関係からでないといひたいし、それならば早期供出の奨励金については、早期供出した農家は数量が平均農家よりも少いといふうちに少く見積る。又報奨金も平均農家よりも高く見積る。又超過供出した農家については、経費を平均農家よりも高く見積るという指令を税務官吏に発するといふことはできないのですか。

○政府委員(忠佐市君) 所得税法の計算の建前が只今お申述べになりましたような趣旨でできておりますので、実際の収入と支出とを正確に計算いたしますればこのような結果に相成ります。先程申上げましたような事情で、或る程度平均的な計算をいたしまして課税するような実情が起つておりますために問題となりますので、只今お申述べになりましたような收穫の問題を実情によつて見る、経費の問題を実情によつて見るというようにすることは再二税務局に通達いたしておりますので、重ねて最近の農村の家庭の実情からいたしまして、その点は強調するといふことは、只今一月の予定申告を控えており

まして、実行に移そうといふことを考へておる次第でございませう。尙この点につきましても、注意がございませう。したる、それを繰込みまして、できるだけ早目に財務局並びに税務署の方に通達したいと考へておられます。

○渡邊野郎君 実際大蔵省の本省で考へておられることが、地方の出先の税務官吏には徹底しない場合が多いし、又中央で考へておる趣旨を現地でどういふふうな實際に行つておるかといふことが分らないで困つておる税務官吏もあるものであります。でありますから、今の問題についても一片の指令ではなしに、相当具体的な実例を挙げて地方の官吏に指示をして頂きたい。こういうことを希望するわけでありませう。

○政府委員(忠佐市君) 税務署に対する指示につきましては、従来は書面を以ちまして指令をいたし、その結果につきまして詳細な指導は比較的採られておらなかつたような実情もございませうが、昨年以來税務の実施面における中央の指導力といふものを強化するような機構を整へまして、只今実行中では相當準備を進めましたのでございませうが、時期、それから税務官署における執務態勢の問題がございまして、十分公共の意図する結果が現われておらんといふことを非常に遺憾に存じております。計算のほゞき方という点に、指導したい。かように考へておられますので、その他同一層努力いたす。かような所存でございませう。

○本村八郎君 先程お話を承りまして、今度勤勞所得税について政府は相當軽減したと言ひますけれども、公聴会その他いろいろな専門家の意見を聞きまして、實際にはそんな軽減になつていないのであつて、そういう点から見ても、合算課税についてもやはり合算課税した方が負担が軽くなるのですから、その点を一つ政府は解決を考へるがあるかどうか。それから一つお伺ひしたいのは、基礎控除です。基礎控除を政府は一万五千円に上げましたが、二万四千円に上げる意思がないか。その二点についてお伺ひしたいのです。

○政府委員(忠佐市君) この間の懇談会でも実はお答えいたしましたように、合算課税を止めるといふことは、例えば農家の所得の關係であるとか、或いは營業所得の關係であるとか、或いは配当利子所得とか、或いは不動産の賃賃料、こゝに一つたものについて通脱が行われるといふ説がありまして、これを根本的に、例えば現在の國家の法制では、いわゆる家族といふものはなくなつておるのでありますから、そういうふうにするといふことにつきましては、尙研究しなければならぬ問題が相當あると思ひます。尙合算課税を止めるといふことになりまして、やはり少くとも數十億円の減収になることは、これも想像に難くないのであります。合算といふものを根本に變えるかどうか、止めるかどうかといふことについては、尙慎重に考へなければならぬ点があるのではないかと存じます。そこで最前申上げましたような一時の……一時と申しますか、その点だけは一時ではありませうが、とにかく一番問題になつておる点について、負担の合理化を図りたいといふ点で、実はさうい

うような改正をいたす次第であります。それから第二番目の基礎控除を二万四千円にするということになります。これは実は非常な減収を來すことになりませうので、今これをやるということでは、財政的に見ましても、極めて困難ではないかと考へるのであります。

○委員(渡田英雄君) ちよつとあとで御質問を願ふこと。いたしまして、速記の都合がありますので、この場合この法案に對する質疑をちよつと中止いたしました。皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案並びに日本國憲法第八條の規定による議決案、この案につきましては、すでに先日質疑終了の御決議に相なつておりますので、これについてこれを議題にいたしまして、直ちに討論に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員(渡田英雄君) 御異議ないと思ひます。それでは只今より討論に入ります。御意見のあり方はお述べを願ひたいと思ひます。

○中西勲君 共產黨はこの二法案に反對いたします。その反對の理由は極めて簡單であり、明瞭でありまして、我々日本國民が二千九百二十円ベース、或いはこの度政府は三千七百円ベースを確定しておりますが、こゝいうようなベースでは到底食えない。食えないことはつきりしておりますが、ともかくも國民に對してはさういふような極めて食えないようなベースを押し付けて來ておるといふ、こゝいう実情でありながら、他方においては皇室の經費として二千万円も出すといふふうなことは、これは絶対あり得べからざること

だと思ひます。實際の二千万円を今の皇室の家族で若し割つたならば、一人當りの經費が出てゐると思ひます。これだけでなくて皇室の經費はもつと沢山あります。少くともこれだけ割つて見たところで、実に相當大きな数が出て來ます。まあこゝういふうな意味から見ても、政府としてもつと考へなければならぬ筈だと思ひます。皇室に收入がない、或いは私的な財産がないかと言へば、あると思ひます。私が質問して聞いた範圍でも、現金として一千五百万円はあるのです。今これを有價証券にしてどういふふう運用するかといふことが考へられておるそうですが、少くとも一千五百万円は現金であるといふ實情なんでありませう。國民が赤字々々で竹の子生活をしておるといふふうなときに、一千五百万円の現金、その他沢山の資産があります。さういふものに少しも手を付けずに、ただ物價が上つたから、これだけ上げるのだといふふうなのは、全く我々は怪しからん。又これを出すとこゝの青田内閣は非常に怪しからんと思ひます。さういふ理由もありまして、さういふことには反對したい、こゝう思ふのであります。

○委員(渡田英雄君) 中西君のは、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案だけについてですか、両方についてでありますか。

○中西勲君 両方についてであります。で、日本憲法第八條の規定による議決案、これもやはり私これについて、確か質疑をしなければならぬ、具体的には聞いておりませうけれども、以前は三千万円に推定されるといふふうな規定を、百八十万円に減したのではない

だと思ひます。實際の二千万円を今の皇室の家族で若し割つたならば、一人當りの經費が出てゐると思ひます。これだけでなくて皇室の經費はもつと沢山あります。少くともこれだけ割つて見たところで、実に相當大きな数が出て來ます。まあこゝういふうな意味から見ても、政府としてもつと考へなければならぬ筈だと思ひます。皇室に收入がない、或いは私的な財産がないかと言へば、あると思ひます。私が質問して聞いた範圍でも、現金として一千五百万円はあるのです。今これを有價証券にしてどういふふう運用するかといふことが考へられておるそうですが、少くとも一千五百万円は現金であるといふ實情なんでありませう。國民が赤字々々で竹の子生活をしておるといふふうなときに、一千五百万円の現金、その他沢山の資産があります。さういふものに少しも手を付けずに、ただ物價が上つたから、これだけ上げるのだといふふうなのは、全く我々は怪しからん。又これを出すとこゝの青田内閣は非常に怪しからんと思ひます。さういふ理由もありまして、さういふことには反對したい、こゝう思ふのであります。

て最近の日本の発展の勢が、これに
まして、その点は強調するといふこと
は、只今二月の予定申告を控えており

【本村八郎】 先程お話を承りまし
したが、今度勤労所得税について政府

ではありませんが、とにかく一番問題
になつておる点について、負担の合理
化を図りたいという点で、実はそうい

ながら、他方においては皇室の経費と
して二千万円も出すといふふうなこと
は、これは絶対あり得べからざること

聞いておられませんが、以前は三十
万円で推定されるといふふうな規定
を、百八十万円に拡大したのでない

かと思ふのですけれども、これにして
も同じであります。今まで皇室経費
議においても、或る委員から、こ
ういふうな便法については、十分指
摘されて来ておる。これは余りこ
ういふうな勝手なことをすべきでは
ないといふに、指摘されて来ておる
と思ふのでありますが、皇室がもち
にいろ／＼見舞とか、奨励と称して
金をばら撒いておるわけなんです。
こゝういふことも、実際に現在の窮
迫状態から見たら行わるべきこと
ではないと思ふのです。そういう意味
で、我々はこの第八條の規定による
議決案にも反対なんではあります。

○本内閣副官 この皇室経費法施行
の一部を改正する法律案であります
が諸物價の高騰いたしました際におき
ましては、それがたとえ内廷費であ
り、皇族費であり、或いは一般の行政費
でありましても、諸物價の高騰に従
ひまして適當なる改正を加へることは
當然であると思ふのであります。政
府委員からいろいろ説明を伺つたこ
ろによりまして、この程度の改正は
妥當であると思ふので、止むを得
ざるものであり、且つ妥當であると思
いますので、本案に賛成いたしたいと
思ひます。尚日本國憲法第八條の規
定による議決案につきましても、同様
の趣旨によりまして賛成いたすのであ
ります。

○委員(黒田英雄) 他に御発言も
ありませんければ、直ちに採決に入
ります。皇室経費法施行法の一部を改
正する法律案ならびに日本國憲法第八
條の規定による議決案、両案を議題と
いたします。両案を可とせられる方の御
挙手を願ひます。

【挙手者多数】

○委員(黒田英雄) 多数でありま
す。よつて両案共多数を以て原案通り
可決せられました。ちよつと速記を止
めて。

【速記中止】

○委員(黒田英雄) 速記を始めて
次に、會計法の一部を改正する法律案
を議題にいたします。本案について御
質疑ありませんようですから、質疑
終了といふことに御異議ございません
か。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄) それでは直
ちに討論に入りたいと思ひますが御異
議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄) 御異議ない
と認めます。それでは只今より討論に
入ります。御意見のおありの方はお述
べを願ひたいと思ひます。

別に御発言もないようでありますか
ら、直ちに採決に入ります。會計法の
一部を改正する法律案を議題といたし
ます。本法案を可とせられる方の御
挙手を願ひます。

【挙手者多数】

○委員(黒田英雄) 多数と認めま
す。よつて本法案は多数を以て可決せ
られました。本会議におきまして委員
長の口頭報告の内容は御承認を得るこ
とになつておりますが、前例により
まして、委員長にお任せ願ひことに御
異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄) 御異議ない
と認めます。それから委員長が議院に提
出する報告書につきまして多数意見者
の御署名を附することになつておりま

するから、本案を可とせられた方は順
次御署名を願ひます。それでは速記を
中止します。

【多数意見者署名】

午後三時五十分速記中止

午後三時四十分速記開始

○委員(黒田英雄) 速記を始めて
下さい。本日はこれにて散会いたしま
す。

午後三時四十分速記開始

○委員(黒田英雄) 速記を始めて
下さい。本日はこれにて散会いたしま
す。

午後三時四十分散会

出席者は左の通り。

委員 黒田 英雄君

理事 伊藤 保平君

波多野 鼎君

委員 木村 龍八郎君

天田 壽正君

玉屋 喜章君

西川 甚五郎君

松嶋 喜作君

石川 幸吉君

木内 四郎君

田口 政五郎君

深川 タマエ君

星 一君

小林 三郎君

高橋 龍太郎君

渡邊 基吉君

中西 功君

栗山 良夫君

政府委員

大蔵 事務官

協 阪 實君

(主税局第一課長)

大蔵 事務官

忠 佐市君

(主税局第一課長)

六月二十六日本委員会に左の事件を付
託された。

一、會計法の一部を改正する法律案
(第百三十三号)予備審査のための付
託は六月五日

一、皇室経費法施行法の一部を改正
する法律案(第百四号)

一、日本國憲法第八條の規定による
議決案(第百五号)予備審査のため
の付託は六月二十二日

六月二十六日本委員会に左の事件を付
託された。

一、取引高税反対に関する請願(第
千六百五十五号)

一、木製品家具物品税改正に関する
請願(第千四百号)

一、「自給製塩」に関する臨時特例適
用の請願(第千二百一十一号)

一、木材産業に対する産業資金貸出
順位改正に関する請願(第千三百
十七号)

一、映画館、劇場等の招待券課税反
対に関する請願(第千四百四十号)

一、映画、演劇鑑覧料に対する取引
高税課税反対に関する請願(第千
四百四十一号)

一、土地家屋整理土法制定に関する
請願(第千四百八十八号)

一、奈良縣の國宝保存費に充てるた
めの富くち発行許可に関する請願
(第千五百一十一号)

一、ラジオ受信機、同部分品及び受
信用真空管の物品税軽減に関する
請願(第千五百三十三号)

一、鏡、鏡台類の物品税改正及び免
税点設定に関する請願(第千五百
十四号)

一、復興資金起債の預金部資金借入
れに関する請願(第千五百五十六号)

一、人形、羽子板の物品税改正に関
する請願(第千六百十七号)

一、がん具の物品税に関する請願
(第千六百六十八号)

一、取引高税反対に関する請願(第
千八百八十四号)

一、農業協同組合課税反対に関する
陳情(八件)(第百二十三号)

一、清涼飲料税の増税反対に関する
陳情(第五百三十号)

一、取引高税反対に関する陳情(十
四件)(第五百三十四号)

一、税制問題に関する陳情(第五百
三十六号)

一、商工業者に対する課税等に関す
る陳情(第五百四十一号)

一、税制改革反対に関する陳情(第
五百四十二号)

一、戦時公債利拂停止反対に関する
陳情(二件)(第五百五十三号)

一、茶の物品税撤廃に関する陳情
(第五百五十七号)

一、税務調整委員会設置に関する陳
情(第五百七十四号)

第千六百五十五号 昭和二十三年六月十
四日受理

取引高税反対に関する請願

請願者 静岡市追手町一〇六(静
岡税務署内) 竹田寛治外一万
六千二百五十名

紹介議員 栗山良夫君外三名

この請願の趣旨は、第八百九十七号と
同じである。

第千六百五十四号 昭和二十三年六月十七
日受理

木製品家具物品税改正に関する請願

請願者 東京都文京区湯島天神町

一ノ一〇五 田島堅三

紹介議員 小林勝馬君

木製品家具は、豊富低廉な木材を原料と

三

【速記】

昭和二十三年六月二十八日

して手工業によつて製造されている日常生活の必需品で、その利用度は文明の尺度とまでいわれているが、この家具には高率の物品税が課せられていて、しかも製造業者の負担となつていて、事業経営を苦しめて、中小工業の発達を阻害してゐるから、物品税の改正を行つて税率を一割程度に引下げられたいとの請願。

第千二百一十一号 昭和二十三年六月十七日受理

「自給製塩に関する臨時特例」適用の請願

請願者 長崎縣南高来郡小浜町内

紹介議員 門屋 盛一君外一名

長崎縣小浜町の製塩工場では、昭和二十年十二月二十九日付の「自給製塩に関する臨時特例」によつて建設補助費の割の交付を受け、温泉熱を利用して食用塩の生産増加を図つてきたが、従来の事業を継続して生産を増進するために今後ますます二箇年間のの特例を適用せられたいとの請願。

第千三百三十号 昭和二十三年六月十八日受理

木材産業に対する産業資金貸出順位改正に関する請願

請願者 東京都中央区銀座六ノ四

交詢社内全国木材組合連合会

長松浦周太郎

木材の円滑なる生産と供出は産業融資配分の如何によつて左右されるのであるから木材産業に対する融資順位を甲位に指定せられたいとの請願。

第千四百四十号 昭和二十三年六月十八日受理

映画館、劇場等の招待券課税反対に関する請願

請願者 東京都中央区京橋築地三ノ六日本興行組合連合会内

堀久作

政府は税制の改訂に伴ひ映画、観劇等に対する招待券にも課税する由であるが、これは、経営者の到底堪えられぬところであり又政府の予期するような税収は得られないと思ふから、招待券課税実施を阻止せられたいとの請願。

第千四百一十一号 昭和二十三年六月十八日受理

映画、演劇鑑賞料に対する取引高税課税反対に関する請願

請願者 東京都中央区京橋築地三ノ六日本興業組合連合会内

堀久作

政府は取引高税を映画、演劇等の鑑賞料に対しても課する由であるが、これが実現すれば、入場者が減少する結果入場税の減収となり却つて多額の交付金を地方へ交付せねばならなくなるから、鑑賞料に対する取引高税課税に反対するとの請願。

第千四百四十八号 昭和二十三年六月十九日受理

土地家屋整理法決定に関する請願

請願者 岡谷市三三七二、林義成

外 四百十九名

土地家屋の異動は、最も迅速かつ適正に処理して、常に地籍、家屋籍の現状を明確にして各種施策の資料に供する必要があるが、この異動の調査に従事する土地家屋調査員に対する法令が無いため処理に種々な支障をきたして、

第千四百四十八号 昭和二十三年六月十九日受理

土地家屋整理法決定に関する請願

請願者 岡谷市三三七二、林義成

外 四百十九名

土地家屋の異動は、最も迅速かつ適正に処理して、常に地籍、家屋籍の現状を明確にして各種施策の資料に供する必要があるが、この異動の調査に従事する土地家屋調査員に対する法令が無いため処理に種々な支障をきたして、

課税標準である賃貸価格の適正を欠き他面農耕地の不正確によつて、供出配給の計画にも不合理を生じているから、調査の迅速処理を図るために、速かに特定技術者を免許制として、調査上の資格等を規定する「土地家屋整理法」を制定せられたいとの請願。

第千五百一十一号 昭和二十一年六月十九日受理

奈良縣の國庫保存費に充てるための富くじ発行許可に関する請願

請願者 奈良縣議會議長 植田周

一 紹介議員 堀越 儀郎君外一名

大和地方は、法隆寺を始めとして千余件の優秀な國寶類を擁して、東洋上代文化が遺した金字塔として輝やかしい文化内容を有しているが、保管方法が不整とんのため漸次に荒廢して遂には文化の宝も遺滅の虞れがあるから、保有費に充當するための財源確保の方法として奈良縣各所旧國庫保存運動連盟に富くじの発行を許可せられたいとの請願。

第千五百五十三号 昭和二十三年六月十九日受理

ラジオ受信機、同部分品及び受信用真空管の物品税軽減に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西八ノ六 日本電子館五階 新開廣

作

ラジオ受信機並びに同部分品に三割の物品税が課せられてゐる結果、受信機の普及と、輸出産業促進の素地としての受信機工業の育成を阻害しているから、ラジオ受信機、同部分品に対する税率を軽減せられたいとの請願。

第千五百五十四号 昭和二十三年六月十九日受理

鏡、鏡台類の物品税改正及び免税点設定に関する請願

請願者 東京都台東区御徒町一ノ十二東京都鏡商工業協同組合

理事 川口辰之助

鏡は生活上絶対必要品であるから、鏡に対する物品税の税率を一割程度に引下げるか、或は鏡三百円以上、鏡台三千円以上とする免税点を設定されたいとの請願。

第千五百五十六号 昭和二十三年六月十九日受理

復興資金起債の預金部資金借入れに関する請願

請願者 鹿児島市武町八一四鹿児島市議會議長 増田靜

市町村においては、現在の財政事情下戦災復興並びに学校建設資金の起債、消化に困却しているから、優先的に預金部資金で起債の消化ができるよう取計られたいとの請願。

第千六百六十七号 昭和二十三年六月十九日受理

人形、羽子板の物品税改正に関する請願

請願者 東京都台東区御徒町二ノ二〇東京都人形商工業協同組合

内 金林貞太郎外二十名

人形と羽子板は、兒童の文化材であり又情操教育の点からも欠くことの出来ないものであるから免税点を三百円に引き上げるとともに物品税を二割に下げられたいとの請願。

第千六百六十八号 昭和二十三年六月十九日受理

がん具の物品税に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋馬喰町一ノ一 日本玩具協会内

倉持福雄

がん具は兒童育成上の必需品であるばかりでなく輸出の面においても重大使命を持つてゐるから物品税の免税点を百円に上げるとともに税率を二割まで下げられたいとの請願。

第千六百八十四号 昭和二十三年六月十九日受理

取引高税反対に関する請願

請願者 両館市長 宗藤大陸外六

名

この請願趣旨は第八百九十七号と同じである。

第千六百二十三号 昭和二十三年六月十四日受理

農業協同組合課税反号に関する陳情（八件）

岩手縣稗貫郡宮野村農業協同組合理事 阿部繁外三百四名

新築足せる農業協同組合は、旧來の封建的色彩を一掃した農民の結合であつて、これが進展するかどうかは農産物の生産と影響を及ぼすにもかかわらず、これに今回法人税を賦課することは農村の発展を妨げるとともに農民に對して二重課税となるから課税には反対するとの陳情。

第千六百三十号 昭和二十三年六月十四日受理

清涼飲料税の増税反対に関する陳情

熊本市迎町二三四熊本縣清涼飲料工業協同組合内 鴻池仙市

清涼飲料税の増税案が今國會に上程される由であるが、清涼飲料水の購買力

は、夏期の短期間に限定されている結

て不公平であつたから、賦課の適正を

は、夏期の短期間に限定されている結

て不公平であつたから、賦課の適正を

は、夏期の短期間に限定されている結

て不公平であつたから、賦課の適正を

は、夏期の短期間に限定されている結

て不公平であつたから、賦課の適正を

は、夏期の短期間に限定されている結

て不公平であつたから、賦課の適正を

は、夏期の短期間に限定されている結

て不公平であつたから、賦課の適正を

は、夏期の短期間に限定されている結

て不公平であつたから、賦課の適正を

は、夏期の短期間に限定されている結

て不公平であつたから、賦課の適正を

は、夏期の短期間に限定されている結

て不公平であつたから、賦課の適正を

は、夏期の短期間に限定されている結

て不公平であつたから、賦課の適正を

第千四百四十号 昭和二十三年六月十八日受理

する土地家屋調査員に対する法令が無いため処理に種々な支障をきたして、

する税率を軽減されたいとの請願。
第千五百五十四号 昭和二十三年六月十九日受理

第千五百六十八号 昭和二十三年六月十九日受理

清涼飲料税の増税案が今国会に上程される由であるが、清涼飲料水の購買力

は、夏期の短期間に限定されている結果、増税によつて業者は経営困難となるから増税案を撤回せられたいとの陳情。

第五百三十四号 昭和二十三年六月十四日受理

取引高税反対に関する陳情(十四件)

新潟市大川前通七新潟商工会議所連合会長 敦井栄吉外一万一千六百三十二名

この陳情の趣旨は、第三百八十五号と同じである。

第五百三十六号 昭和二十三年六月十四日受理

税制問題に関する陳情

東京都千代田区九ノ内三ノ一四東京商工会議所会頭 高橋龍太郎

法人企業に対し、國稅法人税、地方稅營業稅及び住民稅等の各種租稅が課せられてゐるが、その負担が著しく過重になつてゐるため事業經營の健全化を阻害してゐるから、超過所得に対する課稅の廢止、法人資本に対する課稅の廢止等のため速かに措置を講ぜられたいとの陳情。

第五百四十一号 昭和二十三年六月十五日受理

商工業者に対する課稅等に関する陳情
松江市殿町八島根縣商工政治協議會内 内藤隆

商工業者に對する課稅が不當に重加されてゐるから、(一)營業稅を撤廢して事業稅を創設し第一種事業稅率を百分の五、附加稅を本稅の百分の百以下に止めること。(二)取引高稅並びに廣告稅の創設には反對する。(三)所得稅の査定に當つては徵稅機關機關を設置すること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

情。

第五百四十二号 昭和二十三年六月十五日受理

稅制改革反對に関する陳情

東京都品川区大井倉田町三三六社團法人全國市街地信用組合協會長 代田朝義

今回の稅制改革によつて、市街地信用組合に對しても法人稅、取引高稅、事業稅を賦課するとともに所得稅免除の取扱いも廢止する由であるが、かくては市街地信用組合の經營が困難となるからこれらの改正には反對するとの陳情。

第五百五十二号 昭和二十三年六月十七日受理

戰時公債利拂停止反對に関する陳情(二件)

東京都中央区日本橋本町三ノ八全國銀行協會連合會長 井尻芳郎 外一名

この陳情の趣旨は第二百十号と同じである。

第五百五十七号 昭和二十三年六月十七日受理

茶の物品稅撤廢に関する陳情

東京都港区芝浦七社團法人日本茶業會長 森田豊壽

輸出貿易の振興上茶業は、重大使命を持つてゐるので農家の生産意欲を減退せしめるような支障は、この際排除すべきであるから茶に對する物品稅は即時撤廢するか又は一割程度に軽減せられたいとの陳情。

第五百七十四号 昭和二十三年六月十九日受理

稅務調整委員會設置に関する陳情

鹿兒島縣議會議長 増田靜
本年度における所得稅の賦課は、極め

て不公平であつたから、賦課の適正を期するために、今後市町村に稅務調整委員會を設置せられるよう制度を制定せられたいとの陳情。

第十六部 財政及び金融委員會會議第四十五号 昭和二十三年六月二十八日【參照】

昭和二十三年八月十九日印刷

昭和二十三年八月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局